

川崎市市民ごみ排出実態調査実施要綱

(目的)

第1条 一般家庭から排出されるごみの量及び質を把握し、その排出実態を解析することにより、市の廃棄物処理事業の基礎資料を得ることを目的とする。

(調査の設計)

第2条 調査の設計は次のとおりとする。

- (1) 調査地域 川崎市全域
- (2) 調査時期 原則として5年に1回
- (3) 調査世帯数 一般家庭160世帯(うち予備標本10世帯)
- (4) 調査対象物 一般家庭から排出されるすべてのごみ(粗大ごみを除く。)
- (5) 母集団 住民基本台帳

(調査内容)

第3条 調査の内容は次のとおりとする。

- (1) 一般家庭から排出されるごみ(粗大ごみを除く。)について、地域別、世帯人員別に、ごみの組成項目ごとの重量、数量及び組成比率の調査を実施すること。
- (2) 調査世帯に対し、家庭ごみに関するアンケート調査を実施すること。

(調査結果等の活用)

第4条 本調査結果及びごみ排出実態の解析に関する報告書をまとめ、公表するとともに、市の廃棄物処理事業に活用するものとする。

(個人情報 の 適正管理)

第5条 本調査の実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重かつ適正に管理しなけれ

ばならない。

(総括的事務処理の所管)

第6条 本調査に関する総括的事務処理は、環境局生活環境部廃棄物政策担当が所管する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年7月8日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。